

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

新しい社会にも対応した新しい人の流れ創出・拡大プロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県

### 3 地域再生計画の区域

埼玉県の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

埼玉県全体では現在も人口増加が続いているが、県北地域などでは人口減少や若年層の流出が進行している。また社人研の「日本の地域別将来推計人口（H30）」によると、2045年の県推計人口は2015年（H27年国調）と比較すると10.1%減であり、63市町村中45市町村で人口が減少するとされており、産業や地域の担い手不足が深刻化する。また、本県ではH30年度から地方創生推進交付金を活用し移住促進施策に取り組み、KPIを達成するなどの効果が出ているが、ふるさと回帰支援センターの移住希望地ランキング（R1）では21位以下であり、移住先としての認知度はまだ低い状況である。一方で、R2年の内閣府の調査では東京圏在住者の約5割が地方暮らしに関心があり、同年の都の調査ではテレワークを継続・拡大したいという都内企業は約8割となっている。こうした都市住民の意識の変化や働き方の変化、課題を捉えた、定住したいと思われる地域づくり事業に官民一体で取り組む必要がある。また、恵まれた立地を生かしながら独自性のある、新たな移住促進施策を構築する必要がある。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

埼玉県全体では人口増加が続いているが、県北地域などでは人口減少や若年

層の流出が進行しており、その傾向は今後も続くと予想されている。そこで、この状況が克服され、定住人口や関係人口の増加により地域の担い手が確保され、地域資源の魅力が更に磨かれるなど、県全域で地域の活力が維持されていることを目指す。具体的には、本県は自然豊かで、地域ごとに文化や特産品など地域資源が豊富であり、こうしたポテンシャルを生かすとともに、コロナ禍を機とした新しい働き方や暮らし方の定着にも対応した地域づくりが、県内全域で官民一体となって取り組まれている。また、テレワークをしながら必要に応じて都内に出勤する働き方が普及する中、都心居住者から、自然の豊かさや住環境の良さ、都市の利便性などが享受できる移住先として選択されている。さらに、起業や就農等による自己実現ができる移住先としても人気を集めている。加えて、企業や居住者から、関係人口の受け入れ先としてのブランドイメージが向上している。

#### 【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2021年度増加分 1年目	2022年度増加分 2年目
埼玉県への転入者の増加数(人)	0	1,000	1,000
県及び県内市町村の埼玉県への移住に係る相談件数(件)	3,297	300	300
本事業により、魅力ある地域づくり・関係人口増等の取組のため市町村と民間企業等がマッチングした件数(件)	0	6	6

2023年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
1,000	3,000
400	1,000
6	18

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

##### ① 事業主体

2に同じ。

##### ② 事業の名称

新しい社会にも対応した新しい人の流れ創出・拡大プロジェクト

##### ③ 事業の内容

新たな働き方や暮らし方の定着を踏まえた、定住したいと思われる地域づくり事業及び、関係人口の創出・拡大事業、恵まれた立地だけに頼らない新たな移住促進事業を実施する。

#### 1 「新たな地方創生 調査・分析・提案事業」

コロナ後の地域課題やライフスタイル等の変化を調査・分析し、県民ニーズや課題を把握した上で、調査結果に基づく民間企業と連携した地域づくり事業の事業化(1年目)。2・3年目は事業化した事業をモデル事業として実施。

#### 2 「テレワーク・副業×地域ミッション事業」

都内企業の社員や副業を行うフリーランスが、2週間程度県内市町村に滞在し、テレワークを行いながら市町村が用意した地域貢献ミッションに携わり、それを広報、横展開することで、企業単位での関係人口の創出・拡大を図る。

#### 3 「新たな移住促進事業」

移住者支援に手厚い「移住者に優しい埼玉」等の新たなイメージを確立し、恵まれた立地と合わせてPRするとともに、先輩移住者を活用した新

たな移住相談を実施する。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

地域資源の創出・磨き上げや地域で稼げるモデルづくり、市町村等による柔軟な働き方の推進、移住に向けた支援体制の構築などを通じて、定住・交流人口の増加や地域経済の活性化につながり、地域組織や民間事業者、地元市町村等が中心となった自立的な事業展開が可能となる。

##### 【官民協働】

- ・ 事業企画段階から市町村、大学、鉄道会社、金融機関などと連携して、新しい働き方等にも対応した地域づくり事業に官民一体となって取り組む。
- ・ ふるさと回帰支援センターと連携し移住相談・情報発信を進める。市町村は同センターから紹介された移住検討者を先輩移住者のネットワーク等と連携し支援する。また、地域の雇用対策協議会と連携して企業説明会などで人材確保に取り組む。加えて、不動産業界等と連携し、空き家や住宅に関する情報を市町村へ提供する。
- ・ 地域活動に関心の高い企業による、関係人口創出・拡大、移住促進のための主体的な広報と、行政による広報を組み合わせる相乗効果を図る。
- ・ 本事業におけるモデル事業によって企業と市町村をマッチングさせる。民間企業が、市町村の行う地域づくり事業に、企業版ふるさと納税や地域おこし企業人制度等を活用して、財政的・人的支援を行い主体的に参画するスキームを確立する。
- ・ 信用力・コーディネート機能を持つ行政と企画力・人材力・財政力を持つ民間企業等が連携することで相乗効果が期待される。

##### 【地域間連携】

- ・ 県は事業実施主体となるとともに、当事業により、市町村と民間企業や移住検討者を結び付けるつなぎ役となる。
- ・ 市町村は事業主体となる県と連携し各地域でのモデル事業等に参画す

るとともに、当事業により結びついた民間企業と協力し主体的に地域づくりに取り組む。また、移住検討者への相談やきめ細やかな情報提供及び受入れ支援を行って移住につなげる。

- ・ 県がコーディネート役を規模や知名度等を生かした効果的な情報発信を担い、地域の実情を熟知した市町村が地元に関する事業を担うことで、広域的かつ地域課題に対応した相乗的な事業効果が見込まれる。

### 【政策間連携】

- ・ テレワーク等を導入する企業への支援など、働き方改革の普及関連事業と本事業で新たな政策間連携を行う。本事業により、県民や県内事業者に加えて、移住者や関係人口による働き方改革が普及する。また、本県の働き方改革の普及のための支援内容を本事業でPRすることで、テレワークと都内への出勤を組み合わせた働き方をしながら生活するのに適した移住先としての魅力と認知度が向上する。
- ・ 関係人口の創出・拡大、移住の促進により、地域活動や、農業や商業など産業の担い手が確保されるとともに、地域での消費が増加し、地域経済の活性化につながる。また、前身事業で実施した農業振興事業とも連携し、相乗効果を図る。
- ・ 空き家や空き店舗などの斡旋により、地域経済の活性化につながる。

### ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

### ⑥ 評価の方法、時期及び体制

#### 【検証方法】

毎年度7月頃、各年度の目標及びKPIの達成状況を企画財政部計画調整課が取りまとめて、埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議により検証結果報告をまとめる。

#### 【外部組織の参画者】

埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議（産業・経済界代表 4名、大学・教育機関代表 3名、金融機関代表 3名、労働団体代表 1名、メディア代表 2名、住民協働（NPO等）代表 2名 計15名）の関与を

得ながら検証結果報告をまとめる。

#### 【検証結果の公表の方法】

埼玉県まち・ひと・しごと創生有識者会議の会議資料及び検証結果の概要を埼玉県ホームページにおいて公表する。

#### ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】  
総事業費 236,094千円

#### ⑧ 事業実施期間

2021年4月1日から2024年3月31日まで

#### ⑨ その他必要な事項

特になし。

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

##### (1) テレワーク推進事業

##### ア 事業概要

テレワークの課題に関するセミナーの実施やテレワークに関する情報を発信し、県内企業におけるテレワークの推進を図る。

##### イ 事業実施主体

埼玉県

##### ウ 事業実施期間

2021年4月1日から2024年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

#### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

#### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

#### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。